

一般競争入札公告

下記の設備購入について、次のとおり一般競争入札を実施いたしますので、参加を希望する場合には、以下に定めた要綱に従い書類を作成のうえ提出してください。

令和6年9月3日

事業実施主体

山梨県北杜市長坂町小荒間301-3

株式会社北杜ホップス

代表取締役 小林 吉倫

(入札要綱)

第1条 この告示は、株式会社北杜ホップスが発注する設備購入（以下「案件」という。）の一般競争入札（以下「入札」という。）について、入札参加者（以下「参加者」という。）の申請手続等を示すとともに、その事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(競争入札に関する事項)

第2条 入札は、株式会社北杜ホップスが発注する以下の事業について実施する。

(1) 補助事業名 : 北杜市農山漁村発イノベーション整備事業

(2) 事業名 : 北杜ホップス発泡酒醸造用設備購入及び設置

(3) 実施場所 : 山梨県北杜市長坂町大八田字米山6811-276

(4) 事業概要 : 発泡酒醸造設備 購入・設置 一式

設備設計（別紙1）及び特記仕様書（別紙2）に示す設備の購入・設置

(5) 工期 : 契約日から令和7年2月28日まで

(6) 最低制限価格の有無 : 無

(7) 内訳書の提出の有無 : 有

(入札公告)

第3条 入札公告(以下「公告」という。)は、株式会社北杜ホップスホームページ(以下「ホームページ」という。)及び株式会社北杜ホップス事務所に掲載するものとする。入札要綱については、ホームページに掲載する。

(入札参加資格要件)

第4条 入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 国内醸造事業者に対して、本事業と同規模以上と認められる設備の購入及び設置の実績を有すること。
- (2) 本入札における設備設計にある仕様の設備の納入及び設置する能力を有すること。
- (3) 本入札とは別途入札・発注されるの「北杜ホップス発泡酒醸造場建築工事」において、発泡酒醸造場建築を実施することから、搬入・設置の計画段階より「発泡酒醸造場建築工事」事業者と協力し、事業を実施できること。
- (4) 緊急を有する対応や設置工程の安全な管理を考慮し、山梨県内または東京都内に本社または本店を有する事業者であり、突然の故障等の有事の際のサポート体制が十分であると認められること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。
- (7) 入札日前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (8) 以下の欠格要件に該当しないこと。

ア 経営状況が著しく不健全であると認められる者

イ 予算決算及び会計令の第70条の規定に該当する者

ウ 予算決算及び会計令の第71条の規定に該当する者

エ 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者もしくは団体
（入札参加資格の確認申請）

第5条 本入札の参加希望者は、一般競争入札公告に掲げる参加資格を有することを証明するため、次のとおり参加資格審査申請を下記に提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者、ならびに参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できないものとする。

（1）提出期間 令和6年9月3日～令和6年9月17日午後4時まで（必着）

（2）提出場所 山梨県北杜市長坂町小荒間301-1 株式会社北杜ホップス
代表取締役 小林 吉倫

電話番号 0551-45-6449 FAX 0551-45-6449

メールアドレス：kobayashi@hokutohops.com

（3）提出方法 申請書の提出は、郵送又は持参により行う。

（4）申請書の作成 参加資格審査申請書（様式第1号）を作成し、下記の資料を添付した上で期限内に提出する。

ア. 国内醸造事業者に対して、本事業と同規模以上と認められる設備の過去5ヶ年分の納入実績（様式第2号）

イ. 納入可能な主要設備（ブルーハウス、発酵タンク、充填設備、ケグ（樽）洗浄機、溶存酸素・二酸化炭素測定装置）のカタログ等の仕様の分かる書類 1部

ウ. 有事の際のサポート体制に関する資料 1部

エ. 事業報告書（直近2ヶ年）及び会社概要 1部

オ. 履歴事項全部証明書 1部

（5）参加資格確認通知の送付 事業実施主体は参加資格申請書の到着日の翌日（土日祝日は除く）に審議の上、入札参加資格通知書（様式第3号）を作成し発送する。

（6）その他

ア. 申請書の提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ. 提出された一般競争入札参加資格審査申請書は返却しない。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第6条 入札参加資格がないと認められた者は、契約担当窓口に対して参加資格がないと認めた理由について、次のとおり書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(1) 提出期限 令和6年9月24日 正午まで

(2) 提出場所 前項(2)に同じ

(3) 提出方法 書面は電送（FAX送信）によるものとする

(4) 契約担当窓口は、説明を求められた時は、令和6年10月1日までに説明を求めた者に対し書面（FAX送信）をもって回答とする。

(設計図書等)

第7条 本入札にあたり必要様式及び設備設計（別紙1）、仕様書は、原則として公告に示す期間、ホームページに掲載するものとし、参加者が必要に応じてダウンロードして使用するものとする。ここで得た設備設計等のデータについては、入札に係る用途の範囲外での利用を禁止とする。

(設計図書等に対する質疑応答)

第8条 設備設計等に対して質問を受け付ける期間、回答期限及び質問先は下記のとおりとする。

(1) 受付期間 令和6年9月10日正午まで

(2) 提出先 第5条2項の記載先へFAXまたはメールにて行う

(3) 様式 質問書（様式第4号）により行うものとする。

(4) 回答 質問の回答は受付日より3営業日以内にファックスまたはメールにて行う。

(入札の執行)

第9条 本入札は郵便入札とし、執行回数は1回とする。入札者は令和6年9月25日午後5時までに郵送（必着）または持参により第5条(2)の提出場所へ入札書（様式第5号）を提出する。

2 入札書の提出は、二重封筒を用いることとする。郵送にあたっては「一般書留」または「簡易書留」のいずれかにより郵送する。

- 3 様式5号別紙に記載のとおり、入札書は、長形3号程度の封筒に入れ、封筒の表面に、入札・契約番号、件名、入札日、入札者の商号又は名称、住所、電話番号、ファックス番号を横書きで記載し、「入札書在中」と横書きで朱書きし、封かん封印（入札書と同一印）すること。いずれの封筒についても、入札者の商号又は名称、住所、電話番号及びファックス番号等の印刷された自社封筒を使用してもよいものとする。
- 4 入札書は、1通の封筒に1枚のみとし、開封して2枚以上の入札書が入っていた場合は、すべての入札書を無効とする。
- 5 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認めない。
- 6 参加者は、入札に際し、事業実施主体より提出された様式第3号の写し及び設備費積算内訳書を提出しなければならない。

（公正な入札の確保）

第10条 参加者は、次の各号に定めるもののほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

- （1）参加者は、入札にあたり競争を制限する目的で他の参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- （2）参加者は、落札候補者の決定前に、他の参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- （3）参加者は、入札前に他の参加者を探る行為をしてはならない。

（入札の延期又は中止）

第11条 株式会社北杜ホップスは、天災等の不可抗力による場合、参加者が連合し、若しくは不穏な行動を為す場合等やむを得ない理由により入札を執行できない場合又は入札を公正に執行することができないおそれがあると認めたときは、既に公告した事項の変更又は当該入札を延期若しくは中止することができる。これらの場合において、参加者が損害を受けることがあっても賠償の責任を負わない。

（入札の辞退）

第12条 参加者は、入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式第6号）を令和6年9月25日午後5時までに提出するものとする。

2 入札を辞退した者が、これを理由として不利益な取扱いを受けることはないものとする。

（無効の入札）

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札に関して不正行為があった者が行った入札
- (3) 入札金額が訂正されている入札
- (4) 入札金額が0円の入札
- (5) 記名及び押印がない入札
- (6) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 1通の封筒に2枚以上の入札書が入っていた場合の入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一の入札で、代表者が同一人となっている者が一緒に行った入札
- (10) 同一の入札で、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合とその組合員が一緒に行った入札
- (11) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した者が行った入札

（代理人）

第14条 参加者は、代理人を定め、入札及び開札に関する一切の権限を委任することができる。この場合は、委任状（様式第7号）を持参させなければならない。

2 参加者又は参加者の代理人は、当該入札に対する他の参加者の代理人となることはできない。

（開札）

第15条 開札は下記日程及び場所において実施する。

- (1) 開札日 令和6年9月26日午前10時～
- (2) 開札場所 山梨県北杜市長坂町小荒間301-1

株式会社北杜ホップス 事務室（和室）

- 2 開札事務担当者は、開札した後、予定価格の範囲内で最も低い価格で入札した者を落札者とし、その入札価格及び落札者の名前を読み上げ、落札決定する旨を宣言して開札を終了する。
- 3 予定価格を超えた入札書は、失格とする。
- 4 入札額に同額がある場合は、くじ引きで落札候補者の順位を決定する。この場合において、当該入札者又はその代理人が立会人として開札に立ち会っていないときは、これに代わり開札事務に関係のない部外者にくじを引かせる。
- 5 開札事務担当者は、入札時に入札経過表を作成し、当該入札に係るすべての参加者名及び入札金額を記載するものとする。

（費用の負担）

第16条 入札書等の作成、提出などに要する一切の費用は、参加者の負担とする。

（入札結果の公表）

第17条 入札結果は、落札者名及び入札金額についてホームページにて公表する。

（異議申立て）

第18条 参加者は、入札後に、入札公告、設計、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。